

みやこだより

VOL.26

2017.9 発行

発行者 岡本秀巳

編集者 谷田香織

株式会社 **都ハウジング**

京都市伏見区深草キト口町 30-12

TEL 075-643-3191

MAIL info@miyako-h.co.jp

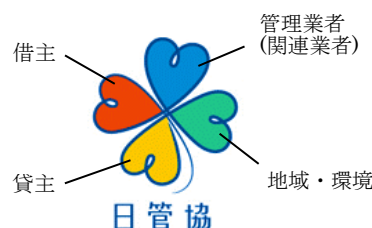
日管協 オーナーセミナーにご参加下さい

10月21日(土) 14時から『安心・安全 住環境の向上 オーナーセミナー2017』
(公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会・京都府支部主催)がキャンパスプラザ京都にて開催されます。

このセミナーは、国土交通省より後援を頂き、「良質で安心安全な賃貸住宅の供給の促進」、並びに「賃貸住宅を取り巻く諸問題の解決」をオーナーの皆さまへ啓発目的として開催しております。本年度の主な内容は、第1部は「住宅宿泊事業法(民泊新法)」が来年以降に施行されますので、京都市より「民泊における市の取組みの方向性」について講演があります。第2部では、本年5月に民法が120年ぶりに改正となり、(2020年6月2日までに施行予定)「民法改正～賃貸借契約への影響～」と題して協会顧問の田中伸弁護士より講演があります。

オーナーの皆さまには、是非ともご参加頂き、今後の賃貸経営やアパート・マンションの運営にお役立て頂きますよう、お願い申し上げます。(田中伸弁護士は当社顧問でもあります。)

(常務取締役 松岡英樹)



富士火災に加えて、あいおいニッセイ同和損保とも

代理店契約を開始しました。

当社は火災保険や自動車保険等について、富士火災の代理店として営業しておりますが、このたび損保大手のMS&ADグループの一員である『あいおいニッセイ同和損害保険株式会社』とも代理店契約を締結しました。これにより築年不詳の町家古民家の建物火災保険や築年数の経過した賃貸共同住宅に対する各種の保険を取扱えることとなり、所有者様等のリスクカバーに手厚く対応することができることになりました。



なお、賃貸借物件入居の皆様には全管協共済会等の少額短期保険会社による入居者様向けに特化した専用の保険をご利用いただいています。

(保険担当 岡本三保子)

京都簡易宿所・民泊協会を設立

京都では観光客が増加し、それに伴い宿泊施設も増加しています。その宿泊施設の中には、行政の許可を得ずに営業し、安全面や近隣とのトラブル等で問題となる事業者も後を絶ちません。そこで京都で簡易宿所、民泊を運営する不動産会社7社が中心となり、適切に管理された簡易宿所、民泊の普及を図るため「一般社団法人 京都簡易宿所・民泊協会」を8月に設立致しました。(会長 長田修 長栄社長)

同協会は、許可を得て適法に営業する簡易宿所事業者と来年6月から施行となる住宅宿泊事業者(正規民泊)が正会員となり、関連業者等による準会員と共に近隣住民の方や行政と連携して違法な民泊を排除し、適切で安全な簡易宿所、正規民泊の提供を通じて地域とともに発展を目指していくことを目的としています。当社は発起人として設立に関わり、当社代表が専務理事に就任して協会事業の推進に努めています。(小西啓吾)

売買・仲介・貸借・管理・町家・コンサル・リフォーム・空き家・高齢者住宅・損保

京都府・市 自転車安心安全条例が改正されます



京都府ならびに京都市では自転車安心安全条例が改正され、2018年4月1日に施行されます。今回の改正では、自動車の自賠責保険と同様に自転車利用者の事故による賠償責任保険への加入が義務付けられます。

自転車利用に関しては、健康志向の高まりや地球環境への配慮等から利用が推し進められています。しかし、自動車のような免許制度がないこともあり、利用者の中にはマナーを守らず道路の逆走や傘さし運転等を行なう運転者が絶えず、危険運転が問題視されています。そのため、一昨年の道路交通法改正により、自転車運転による違反行為について警告及び違反行為を繰り返す運転者には自転車運転者講習の受講が義務付けられ、自転車運転に対する規制が強化されました。

しかし、現在も死亡事故を含む自転車事故が発生しており、事故発生後の補償に関しても問題となっていました。

自転車事故により加害者になると、自動車事故と同様に救護義務が発生するとともに、被害者の損害に応じた賠償責任を負うこととなります。自転車事故というと比較的軽い事故を思い浮かべがちですが、自転車事故でも後遺障害につながる事故や最悪の場合死に至る事故も発生し、多額の損害賠償責任を負うこともあります。そのため、京都府ならびに市では、条例を改正し自転車保険への加入を義務付けました。

自転車を利用される皆様は、まず自転車保険に加入しているか上記のチェックシートに沿ってご確認ください。また、弊社取扱いのあいおいニッセイ同和損保では、月々1,000円以下の保険料で自転車による自身のケガや賠償責任を含む自転車保険を用意しています。また、ご加入の自動車保険や火災保険によっては特約として年間1,500円程度の保険料で付加することも可能です。安全運転を心掛け事故を起こさない事が一番ですが、事故はいつ発生するかわかりませんので万一の場合の備えをおすすめします。ご相談は保険担当者まで。

(賃貸借営業担当 小西啓吾)

自転車保険義務化へ

こちらのチェックシートで自転車保険への加入状況をご確認ください。

自転車を利用中の事故により、他人に怪我をさせてしまった場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車損害賠償保険)に加入していますか？

